

横浜市上白根コミュニティハウス指定管理者募集要項

横浜市上白根コミュニティハウスの指定管理者(管理運営を実施する団体)を募集します。

1 指定管理者制度について

「公の施設」の管理については、公共団体等に限られていましたが、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、民間のノウハウを活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を目指すため、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体に限らず、民間事業者も議会の議決を経ることによって「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができます。

旭区(以下「区」という。)では、上白根コミュニティハウスの指定管理者の選定にあたり、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 募集の概要

(1) 施設名称

横浜市上白根コミュニティハウス(以下、「上白根コミュニティハウス」という。)

(2) 指定期間

開館日(平成21年3月中を予定)から平成26年3月31日まで

(3) 指定管理者の募集及び選定の方式

指定管理者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により提案審査を実施し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

(4) 選定委員会の設置

「横浜市旭区地区センター指定管理者の指定に関する要綱」に基づき「横浜市旭区地区センター指定管理者選定委員会」を設置し、選定基準に基づいて書類審査及び面接審査等を行います。

(5) 審査結果等の通知及び公表

審査結果は、提案書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

また、審査の経過及び結果は、指定管理者として選定後、区のホームページへの掲載等により公表します。

(6) 協定の締結

区は、優先交渉権者と細目の協議を行い、その後、議会の議決により指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

(7) 問合せ先

横浜市旭区役所 総務部 地域振興課 区民施設担当

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4-12

電話：045(954)6094 FAX：045(955)3341

E-mail:as-chishin@city.yokohama.jp

3 募集対象施設

- (1) 名称
横浜市上白根コミュニティハウス
- (2) 所在地
横浜市旭区上白根町 233 番地 6 他
- (3) 建物概要
構造・規模 鉄骨造平屋建て
延床面積 298.20 m²
施設内容 会議室 4 室(間仕切りを外し 1 室の大会議室としても利用可)、厨房、交流ロビー、事務室

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 上白根コミュニティハウスの利用の許可等に関する事。
- (2) 上白根コミュニティハウスの運営に関する事。
- (3) 横浜市地区センター条例第 2 条第 2 項に規定する事業の実施等に関する事。
- (4) 上白根コミュニティハウスの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (5) その他、上白根コミュニティハウス指定管理業務仕様書のとおり

5 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）毎に指定管理者の請求に基づき、四半期ごとに分割して支払います。支払時期や額、方法等は協定にて定めます。

6 募集及び選定のスケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 募集要項の配布期間 | 平成20年7月 8日（火）～8月15日（金） |
| (2) 応募者説明会 | 平成20年7月23日（水） |
| (3) 募集要項等に関する質問受付 | 平成20年7月23日（水）～7月25日（金） |
| (4) 質問に対する回答日 | 平成20年8月 8日（金） |
| (5) 応募書類の受付期間 | 平成20年8月18日（月）～8月19日（火） |
| (6) 面接審査 | 平成20年8月28日（木） |
| (7) 選定結果の通知 | 平成20年9月中旬 |

7 応募に関する事項

- (1) 応募者の資格
指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が協働する団体（以下「共同事業体」という。）とします。個人での申請はできません。
- (2) 欠格事項
次に該当する法人等は、応募することができません。
ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する法人等
イ 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等

- ウ 最近1年間の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等を滞納している法人等
- エ 当該指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人等
 - ※本事項について、横浜市が神奈川県警本部に対し調査・照会を行うため、別添の「申請団体役員名簿」を提出してください。
- カ 指定管理者の指定の取消を受けた法人等

(3) 応募方法

ア 応募書類

- (ア) 指定申請書（様式1）
 - (イ) 上白根コミュニティハウス指定管理者事業計画書（様式2）
 - (ウ) 上白根コミュニティハウス指定管理者自主事業計画書（様式3）
 - (エ) 上白根コミュニティハウス指定管理者自主事業別計画書《単票》（様式4）
 - (オ) 平成21年度上白根コミュニティハウス収支予算書（兼指定管理料提案書）（様式5）
 - (カ) 宣誓書（様式6）
 - (キ) 人員表（過去3年分）（様式7）
 - ※各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常用従業員数（パートタイマー、アルバイト）。
 - なお、非常用従業員数は8時間で一人と換算してください。
 - (ク) 申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - (ケ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (コ) 申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）
 - (サ) 法人にあっては、法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税等の納税証明書（過去3年分）
 - (シ) 貸借対照表、損益計算書（過去3年分）
 - (ス) 現在の組織、人員体制を示す書類（就業規定、給与規定等）
 - (セ) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの
 - (ソ) 申請団体役員名簿（神奈川県警本部調査・照会用）（様式8）[※注]
- ※共同事業体を結成して募集に参加する場合には、さらに次の書類を提出してください。
- (タ) 共同事業体協定書兼委任状（様式9）
 - (チ) 共同事業体連絡先一覧（様式10）

イ 提出部数

応募書類アから順に並べ、インデックスを貼りクリップ留めをし、10部（うち1部は正本）を提出してください。

(カ、ケ、サ、タは原本を1部添付し、9部はコピーを添付してください。)

※注 ソ（様式8）については、原本1部のみ提出してください。（写しは不要です）

ウ 募集要項等の配布

(ア) 配布期間

平成20年7月8日（火）～平成20年8月15日（金）

（旭区役所開庁時間：土曜・休日・祝日を除く午前8時45分～午後5時15分）

(イ) 配布場所

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4-12 旭区役所地域振興課（区役所2階22番窓口）

旭区役所ホームページからもダウンロードができます。

旭区役所ホームページURL : http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/shitei_kanrisha/boshuu.html

エ 応募申請書提出期限

平成20年8月18日（月）～8月19日（火） 午後5時15分

（旭区役所開庁時間 土曜・休日・祝日を除く午前8時45分～午後5時15分）

※ 上記の期間、時間にすべての応募書類を取り揃えの上ご持参願います。（厳守）

オ 提出先

横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4-12 旭区役所地域振興課（区役所2階22番窓口）

(4) 応募者説明会

応募方法、応募書類の記載方法等について説明会を開催します。応募を予定される団体は、必ずご参加ください。当日は、募集要項等の資料は配布しませんので、横浜市旭区役所ホームページから資料をダウンロードする等、各自でご持参ください。

- ・ 日 時 平成20年7月23日（水） 午後1時30分～午後2時30分
- ・ 場 所 旭公会堂会議室（旭区総合庁舎4階）
- ・ 参加人数 各団体3名以内とします。
- ・ 申込方法 参加を希望される団体は、7月22日（火）午後3時までに、「上白根コミュニティハウス指定管理者応募者説明会申込書」をFAX又はE-mailで旭区地域振興課までお申込みください。

※ 上白根コミュニティハウスは、平成20年7月から建設工事が行われるため、現場説明会は行いません。

(5) 質問の受付及び回答

募集要項等の内容に関する質問は、質問書により受け付けます。

- ・ 受付期間：平成20年7月23日（水）～7月25日（金） 午後5時15分
- ・ 提出先：横浜市旭区地域振興課
- ・ 提出方法：下記の担当へFAX又はE-mailでお問い合わせください。電話での問い合わせには一切応じられませんのでご注意願います。
- ・ 回答方法：平成20年8月8日（金）の午後5時までに、横浜市旭区役所ホームページへの掲載により回答します。

※旭区役所ホームページURL : http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/shitei_kanrisha/boshuu.html

- ・ 問合せ先：FAX：045-955-3341
E-mail：as-chishin@city.yokohama.jp

(6) 留意事項

ア 接触の禁止

選定委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

イ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、構成員の変更を認めません。ただし、構成員の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと区が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。その際には、変更の旨を旭区地域振興課までご連絡下さい。

ウ 重複提案の禁止

応募一団体（グループ）につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。

エ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

オ 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

カ 応募書類の取扱

応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。

キ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出してください。

ク 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ケ 関係書類の著作権

区が提示する設計図書の著作権は区及び設計者に帰属し、団体の提出する書類の著作権はそれぞれ作成した団体に帰属します。

8 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式により、「横浜市旭区地区センター指定管理者選定委員会」において優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

なお、選定にあたっては、応募者の提出書類及び面接審査等により、指定管理者評価基準項目（別添のとおり）により総合的に審査します。また、面接審査では、プレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行いますので、法人その他団体の代表者又は代理の方2名までの出席をお願いします。面接審査の日時、場所については応募団体に後日連絡します。

(2) 選定委員会

【横浜市旭区地区センター指定管理者選定委員会】

委員長 星野 耿（旭北地区連合自治会会長）
委員 嶋崎 伸子（旭区子ども会育成連絡協議会会長）
前田 公彦（税理士）
渡邊 富次（旭区社会福祉協議会会長）
山本 治（旭区区政推進課長）

(3) 評価基準項目

別添の通り

9 選定結果の通知及び指定手続き等

(1) 選定結果の通知

選定結果については、平成20年9月中旬に、全応募団体に文書で通知します。

ア 優先交渉権者（1位団体）への通知：優先交渉権者名称・点数

イ 次点交渉権者（2位団体）への通知：優先交渉権者及び次点交渉権者の名称・点数

ウ 3位以下の団体への通知：優先交渉権者、次点交渉権者及び当該団体の名称・点数

(2) 指定の手続き

優先交渉権者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を横浜市会に対し提出し、議決後に指定管理者として指定します。

指定にあたっては、指定団体へ文書で通知するとともに、横浜市公告式条例（昭和25年横浜市条例第35号）の定めるところにより告示します。

(3) 協定の締結

区は、優先交渉権者と細目の協議を行い、その後、議会の議決により指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

(4) 協定の内容

協定の内容は概ね次のとおりとします。詳細については優先交渉権者に提示します。

ア 指定期間に関する事項

イ 事業計画書に記載された事項

ウ 本市が支払うべき経費に関する事項

エ 施設内物品の所有権の帰属に関する事項

オ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項

カ 事業報告等に関する事項

キ 実績評価に関する事項

ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

ケ 損害賠償に関する事項

コ コミュニティハウス委員会の設立に関する事項

サ その他区長が必要と認める事項

※ 平成 21 年度の協定とは別に、開館から平成 21 年 3 月 31 日までの間については、区と協議のうえ、別途協定の締結をしていただきます。

(5) 施設開設準備

指定管理者の指定は、横浜市会において指定管理者の指定が議決された後になります。基本協定発効までの期間については、開設準備のための業務について別途契約を締結します。業務内容については概ね次のとおりです。詳細については優先交渉権者に提示します。

ア 開館記念式典に関すること

イ 物品備品の調達に関すること

ウ 開館後の施設の管理業務に従事する職員の採用に関すること

エ 開館までの施設の維持管理に関すること

オ その他開館に必要な準備に関すること

(6) 次点交渉権者との交渉

区は、優先交渉権者が、交渉の過程において委託の困難性等が明らかになった場合や協議が成立しない場合は、次点交渉権者と協議を行います。

(7) その他

横浜市会の議決を経るまでの間に優先交渉権者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

また、市会の議決が得られなかった場合及び否決された場合については、当該コミュニティハウスにかかる業務及び管理の準備のため支出した費用等については、一切補償しません。

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取消し、もしくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

10 情報の公開

(1) 応募書類について

応募団体から提出された応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づき情報開示請求が提出された場合は、請求に基づき請求者に開示されます。

また、優先交渉権者となった団体の応募書類については、選定後公表します。(様式8を除く)
その他区が必要と認めるときには、区は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(2) 審査の経過及び選定結果について

審査の経過並びに優先交渉権者及び次点交渉権者の選定結果(名称・点数)については、区のホームページで公表します。

11 添付資料

(1) 指定申請書(様式1)

(2) 上白根コミュニティハウス指定管理者事業計画書(様式2)

(3) 上白根コミュニティハウス指定管理者自主事業計画書(様式3)

(4) 上白根コミュニティハウス指定管理者自主事業別計画書《単票》(様式4)

(5) 平成21年度上白根コミュニティハウス収支予算書(兼指定管理料提案書)(様式5)

(6) 宣誓書(様式6)

(7) 人員表(様式7)

(8) 申請団体役員名簿(神奈川県警本部調査・照会用)(様式8)

(9) 共同事業体協定書兼委任状(様式9)

(10) 共同事業体連絡先一覧(様式10)

(※(9)、(10)は、共同事業体を結成して応募する場合に使用)

(11) 質問書(※質問時に使用)

(12) 辞退届(※応募書類提出後に辞退する際に使用)

(13) 上白根コミュニティハウス指定管理者応募者説明会参加申込書

(14) 指定管理者選定の評価基準項目

(15) 上白根コミュニティハウス指定管理業務 仕様書

(16) 上白根コミュニティハウス指定管理業務 特記仕様書(施設概要及び業務基準)

(17) 参考資料(地区センター条例、施行規則)

12 その他

(1) 課税に関する留意事項

会社等の法人にかかる市民税、事業を行う者にかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、区税務課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

13 事務担当

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目 4-12
横浜市旭区役所地域振興課 担当：塚原・笠原
電話：045-954-6094 FAX：045-955-3341
E-mail: as-chishin@city.yokohama.jp